特定家電製品（家電リサイクル品）

家電リサイクル法で規定する家電４品目（※令和6年４月１日現在）

家電リサイクル品は、ごみステーションに出すことができません。

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンを処分する際は、家電リサイクル法に基づき、家電リサイクル券（リサイクル料金）が必要です。

家電リサイクル券の購入には、テレビはインチ数とメーカー、冷蔵庫・冷凍庫は容量とメーカー、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンはメーカーを確認してください（金額が異なりますので、ご注意ください）。

詳しい、金額などは、（一財）家電製品協会　家電リサイクル券センター（☎0120-319-640）にご確認ください。

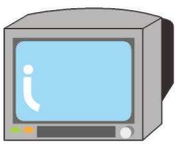

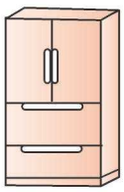
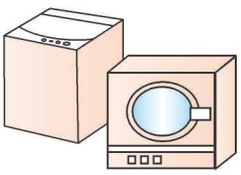
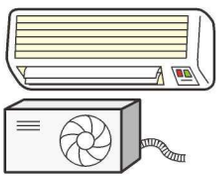

※分解しないでください。

※家電リサイクル券が必要ない家電もありますので、ごみの分類の「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「衣類乾燥機」、「エアコン」や「保温庫・保冷庫」、「携帯型カーナビゲーション」、「カーナビゲーション」なども参照してください。

※エアコンの取り外しは、専門業者などに依頼するなど、適切に行ってください。

※町中を車両で巡回している回収や空地での回収などは、違法である場合がありますので、利用しないでください。

出し方

①買い替えをするお店やその製品を購入した販売店に依頼する。
※リサイクル料金のほかに運搬手数料が必要な場合がありますので、販売店にご確認ください。

②リサイクル券を郵便局で購入して、次の方法により処分する。

- メーカー指定引取場所（リバー㈱（☎29-2777）または栃木県北通運㈱（☎36-1121））に搬入する。
- 広域クリーンセンター大田原に搬入する。
  ※１台あたり1,000円の運搬手数料が必要です。
- 生活環境課の戸別収集を依頼する。（事前予約制　☎23-8706）
  ※１台あたり1,500円から3,000円の運搬手数料が必要です。
- 市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。
  ※運搬手数料は、各業者にお問い合わせください。

広　告